千葉市地域公共交通活性化協議会

令和４年度　第1回　地域公共交通部会　議事録

１　日　時　令和４年１０月１２日（水）１３時３０分～１５時００分

２　場　所　千葉中央コミュニティセンター　８階会議室　千鳥・海鴎

３　出席者　≪委員≫９名（代理出席１名）

松野由希委員、成田斉委員、常住昭嘉委員、平田伸一委員、福田賢一委員、青木俊委員、伊東英幸委員、小川悦委員、牧添豊海委員

（代理出席：柳澤秀諭）

（欠席者：風戸衛委員、勝又憲彦委員、山口浩正委員、髙橋英樹委員）

≪事務局≫

大木戸課長、松﨑補佐、水上主査

４　議事次第

１　開会
２　事務局挨拶
３　委員紹介
４　事務局照会
５　部会長・副部会長互選、あいさつ
６　議題
　第１号　千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会 設置要綱（案）及び議事運営要領（案）について
　第２号　緑区高津戸町でのデマンド型交通の社会実験実施に向けた事業者公募について
７　その他
８　閉会

５　配付資料

・次第
・委員名簿
・座席表
・資料１　千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会設置要綱（案）
・資料２　千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会議事運営要領（案）
・資料３　緑区高津戸町でのデマンド型交通の社会実験実施に向けた事業者公募について
・参考資料１　第１回千葉市地域公共交通活性化協議会（資料４）
・参考資料２　千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例

６　議事の概要

（１）部会長・副部会長互選　部会長に松野委員、副部会長に伊東委員が選任された。

（２）議題第１号　千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会設置要綱（案）及び議事運営要領（案）について賛成全員で可決された。

（３）議題第２号　事業者公募に関する内容を含むため、公募開始までの間は非公開とすることが賛成全員で承認され、非公開で協議を実施した。内容については、賛成全員で可決された。

＜会議録＞

１　開会

【事務局】

定刻となりましたので、これより「千葉市地域公共交通活性化協議会令和４年度 第１回地域公共交通部会」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。本日の司会進行を務めさせて頂きます、交通政策課の松﨑と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配布してございます資料の確認をさせて頂きます。

次第、委員名簿、座席表、

資料１「千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会設置要綱（案)」、

資料２「千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会議事運営要領（案)」、

資料３「緑区高津戸町におけるデマンド型交通の社会実験実施に向けた事業者公募について」

参考資料１「第１回千葉市地域公共交通活性化協議会　資料４」

参考資料２「千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例」

です。

また、配布資料の一部に修正がございましたので、当日差替え資料を机上配布させて頂いております。配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、議事に移る前に、本部会の位置づけ、委員構成について説明させていただきます。

本部会の位置づけについては、令和元年１０月１６日に開催しました第１回千葉市地域公共交通活性化協議会において、道路運送法に基づく本部会の設置についてご承認いただいております。

なお、この道路運送法に基づく会議体につきましては、本市では、平成１９年に「千葉市地域公共交通会議」をすでに設置しており、必要に応じて開催してきたところですが、地域公共交通活性化再生法に基づく活性化協議会の設置に合わせ、新たに活性化協議会の部会として設置したものでございます。

なお、参考資料１として第１回協議会時の「資料４　千葉市地域公共交通部会の設置について」、参考資料２として「協議会設置条例」を配布しております。

なお、道路運送法に基づく本会議体を協議会の分科会として位置付け可能であることは、国の手引きやガイドラインで規定されていることとされていることから、本部会をこの協議会の下部組織とし、千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例第９条第２項に基づき、本年３月２３日に開催された第９回協議会において、協議会会長より委員指名して頂いております。

なお、本日は、委員９名、代理出席者１名の出席を頂いており過半数に達しておりますので、千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例第 9 条第 5 項において準用する同第７条第２項により、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

２　都市局長挨拶

【事務局】

それでは、初めに、千葉市を代表致しまして都市局長の藤代からご挨拶をさせて頂きます。

【都市局長挨拶】

皆さま改めましてこんにちは。千葉市の都市局長の藤代でございます。本年 7 月 1 日付で副市長となりました青柳の後を引き継ぎまして都市局長に就任いたしました。

本来であればご挨拶を以前に致さなければならなかったところを、この場を借りてのご挨拶となりますことをお許しいただければと思います。

本日は、令和 4 年度第 1 回地域公共交通部会にご出席いただきましてありがとうございます。

皆さま方に置かれましては、地域公共交通の運営にご協力いただいていることを改めてお礼申し上げます。

地域公共交通の将来目指すべきネットワークの考え方や、今後の取り組みの方向性を示した地域公共交通計画を昨年度末に策定いたしました。

策定にあたりましては、市民の皆さまに様々なアンケートや、ワークショップにご協力いただきますとともに、市内を運行する交通事業者や有識者の皆さまの方々と検討を重ねてまいりました。

本会議の親会でございます、地域公共交通活性化協議会における委員の方々におかれましては、これまで活発なご議論、そして検討いただきましたことを改めて御礼申し上げます。

そして、本日臨時委員就任を快くお引き受け入れていただきました皆様、本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスですが、なかなか収まりがついてこないわけでございますが、やはりこの影響というものが様々な経済活動、そして公共交通の分野でも、影響が及んでいるように聞いているところでございます。

移動自粛やテレワーク、オンライン会議など働き方が変わってまいりました。

そうした中で一旦落ち込んだ公共交通の利用者数、回復してきているとは伺ってはおりますが、コロナ禍以前の水準まで回復するのはなかなか難しいのではないかということも聞いているところでございます。

市内のバス路線では、コロナ禍以前から不採算路線になっているものも一部ございましたが、この 7 月中旬に二路線が廃止となりました。

このような状況の中で、やはりロシアのウクライナ侵攻によって、燃料価格高騰によりまして、公共交通に必要な燃料費、こちらが増大し、交通事業者の経営をさらに圧迫しているのは、私などでも容易に想像がつくところでございます。

そうした中で、交通事業者の皆さまには、令和 2 年度から運転手養成や感染症対策、車両整備等に対する支援を行ってまいりました。

今後も持続的な移動手段の確保のために、必要な支援を行っていく必要があると思っておりまして、今年度 6 月の市議会の第二回定例会におきましては、原油・物価高騰対策としての支援としまして、約 2 億円の予算を確保いたしまして、さらなる追加支援を行わせていただいたところでございます。

千葉県におきましても、9 月の定例会におきまして、燃料価格等の高騰の影響を受ける県内の交通事業者の支援といたしまして、1 億 2000 万円の追加予算を編成し、追加提案することが発表されました。

今後も千葉県などと情報共有しながら、その時点で行政としてできることをしっかりと行ってまいりたいと思っております。

本日の議題でございますが、緑区高津戸町におけるデマンド型交通の社会実験実施に向けた事業

者公募についてとなります。
　臨時委員にご就任いただきました小川委員さんが会長をされています高津戸町内会、牧添委員さんが会長をされています地元有志による交通対策協議会とともに、私どもも令和 2 年度から議論・検討を重ねて取りまとめてまいりました運行計画や、事業者公募における仕様や評価基準等について本日はご協議をいただくものになります。
　委員の皆さまには様々な視点、ご自身でお持ちの知見をもとに、忌憚のないご意見、そしてご助言をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。
　どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】
　ありがとうございました。申し訳ございませんが、所用により、都市局長はここで退席させていただきます。

３　委員紹介
【事務局】
　続いて、委員の皆さまのご紹介をさせて頂きます。委員名簿順に、お名前を申し上げます。
　淑徳大学コミュニティ政策学部准教授　松野由希様。千葉県バス協会専務理事　成田斉様。千葉県タクシー協会千葉支部事務局長　常住昭嘉様。千葉県私鉄労働組合連合会執行委員長　風戸衛様でございますが、本日は欠席となっております。国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官　平田伸一様。国土交通省千葉国道事務所交通対策課長　福田賢一様。千葉県警察本部交通部交通規制課長　勝又憲彦様でございますが、本日は欠席となっております。千葉市建設局土木部部長　山口浩正の代理で土木部土木管理課長　柳澤秀諭でございます。千葉市都市局都市部部長青木俊。
　続きまして、臨時委員として、日本大学理工学部交通システム工学科教授　伊東英幸様。千葉中央バス株式会社営業部次長　髙橋英樹様でございますが、本日は欠席となっております。
　続きまして、地域を代表する方々として、高津戸町町内会長　小川悦様。高津戸町交通対策協議会会長　牧添豊海様。
　なお、本部会は委員個々人への委嘱となっておりますので、代理出席の方の賛否については、参考扱いとなります。あらかじめご了承ください。

４　事務局紹介
【事務局】
　続きまして、事務局を紹介させて頂きます。
　交通政策課長　大木戸孝也でございます。交通政策課主査　水上功でございます。

５　会長・副部会長の互選、あいさつ
【事務局】
　それでは部会長及び副部会長の選出に入ります。
　部会長及び副部会長は協議会設置条例第９条３項により互選となっております。
　そこで議事進行のため、会長が決まるまでの間、交通政策課長 大木戸が議事の進行を務めさせて

いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、大木戸課長お願いいたします。

【大木戸仮議長】

ご指名頂きました大木戸でございます。

部会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。議事がスムーズに進みますよう、委員の皆さまのご協力のほど、よろしくお願いいたします。それでは、千葉市地域公共交通活性化協議会　地域公共交通部会の部会長及び副部会長を委員のみなさまの中から選出していただくことになりますが、どなたか推薦される方はございますか。

【平田委員】

千葉運輸支局の平田でございます。部会長につきましては、松野委員が適任かと考えております。

松野委員におかれましては、利用者視点の交通政策の研究に取り組まれているとともに、千葉市の交通計画の策定に長くかかわられ、親会である地域公共交通活性化協議会でも委員を務めていらっしゃることから部会長に推薦したいと思います。

また、副部会長につきましては伊藤委員が適任かと考えております。伊藤委員におかれましては公共交通計画のご専門であることや県内の複数の自治体の地域公共交通会議の委員を務めていらっしゃることから、副部会長として推薦させていただきたいと思います。

以上、両委員共に、千葉市における支えあい交通の導入の検討におきましても、幅広い知見から重要な示唆をいただけるものと思っております。以上になります。

【大木戸仮議長】

平田委員ありがとうございました。部会長を松野委員、副部会長を伊東委員にお願いしたいとの声がございましたが、皆さま、いかがでしょうか。

（異議なし）

ご異議がないようですので、部会長を松野委員、副部会長は伊東委員に決定します。それでは、私のほうはこちらで仮議長を終わらせていただきまして、今後の進行を松野部会長に代わりたいと思います。

松野部会長、伊東副部会長、それぞれ、席への移動をお願い致します。

【事務局】

それでは、松野部会長、伊東副部会長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。まず、松野部会長よろしくお願いいたします。

【松野部会長】

淑徳大学コミュニティ政策学部の松野と申します。千葉市の親会にずっと参加しておりまして、

持続可能な交通ネットワークをどのように作っていくのかという計画をずっと考えてまいりました。その中で交通の便利な地域もあれば、やはり不便な地域もあって、その不便な地域をどうするか、特に高齢者の足の確保をどうするかというところは、考えてきたことでした。

この先にどういう新しい展開ができるのかを見守って応援していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。続いて、伊東副部会長よろしくお願いいたします。

【伊東副部会長】

日本大学の伊東でございます。私もいろんな千葉県内の自治体の公共交通会議に参加させていただいておりますけども、やはり交通不便地域の方々、高齢化も進み、運転をするのが厳しい方も増えている中で、そういった住民の方々の移動サービスをどういうふうに担保していくのか、それのサポートを自治体がどこまでやるのか、住民力をどういうふうに活用して、地域の方々でいろいろ問題を考えて、そういった移動サービスをどう確保していくのか。そういったことをこういった会議の場を、うまく使いながら、住民の方とうまく合意形成を取りながら、進めていければと思っておりますので、そういった意味でも千葉市のほうでも、私のほうで何かしら微力ながら、尽力させていただければと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。なお、これからの議事進行については、松野部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

５　議題第１号　千葉市地域公共計画（案）について

【松野部会長】

それでは、早速、議題に入りたいと思います。

千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会 設置要綱（案）及び議事運営要領（案）について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

事務局でございます。

それでは、本部会の協議事項や組織などについては設置要綱、議事運営に係る事務手続きなどについては議事運営要領として整理いたしましたので、順に主要な部分について、ご説明したいと思います。

ではまず初めに、資料１の「千葉市地域公共交通活性化協議会　地域公共交通部会　設置要綱（案）」をご覧ください。

第１条は、本部会設置の「目的」でございまして、「道路運送法」や「千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例」に基づいて設置したことを記しております。

続いて、第２条、「協議事項」につきましては、国土交通省様のほうで公表されております「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」及び「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」を参考に定めており、第１項には、「地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態

様及び運賃・料金等に関する事項」、第２項には「コミュニティバスの導入に際し、検討された内容に関する事項」について協議する旨、規定しております。

続いて、第３条は「組織」としまして、本部会の構成について、道路運送法施行規則に基づく委員構成となるよう指定しております。

ちょっと飛びまして、第６条は「運営」でございます。

運営については、最初にご説明しました通り、別途、運営要領を定めるほか、必要に応じて部会に諮るとしております。

それでは、続いて、運営要領のご説明にうつります。資料２の「千葉市地域公共交通活性化協議会　地域公共交通部会議事運営要領（案）」をご覧ください。

第２条「委員の参集」としまして、会議の開催にあたりましては、今回と同様に、委員の皆さまには日時・場所をお知らせする開催通知をお送りさせて頂くこと、欠席などの際にはあらかじめご連絡を頂戴したい旨、記しております。

次に、第３条「書面開催」でございます。当部会に置きましては、部会長に必要性などをご説明した上で、書面会議を開催できることとし、書面会議を開催した場合は、その結果をもって部会の議決に代えることができる旨、規定しております。

第４条の「関係者の出席」につきましては、市内の路線バスやタクシーなどの公共交通事業者をはじめとした関係者に意見を述べていただくことが必要になることを想定した規定としております。

続いて、第６条「会議及び議事録の公開」でございます。会議や議事録は原則公開としますが、会議においては、議案に不開示情報に相当する情報がある場合、出席委員の皆さまの承認を頂きました上で、当該議案を非公開とすることなどを規定しております。

ちょっと飛びまして、第１０条「採決」でございます。本部会は「協議の場」として議論を尽くしたうえで関係者の合意形成を図ることを目的としているため、「部会の議事は全員賛成を目指した協議を実施する」とした上で、最終的には、「出席した委員及び臨時委員の過半数で決することとする。」としております。

また、仮に、同数となった際の規定として「同数のときは部会長の決するところによる。」旨、規定しております。

なお、会議冒頭に司会からご説明しました通り、当部会は委員個々人への委嘱となっていることから、代理出席の場合の賛否は参考扱いとなりますので、ご了承ください。

最後に、第１１条「議事録の作成等」として、議事録への記載事項や内容の確定方法等について規定しております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【松野部会長】

只今の説明について、ご質問等はございますか。

【成田委員】

一般社団法人千葉県バス協会の専門理事の成田でございます。よろしくお願いいたします。

大変詳細に説明いただきまして、提出された資料の修正を求めるとかではないことを最初に言わせていただいて、設置要綱、並びに議事運営要領は条文が列記されている内容ですので、解釈によって委員の考え方とかが違っておりますといけませんので、今日は１回目ということもあり、確認のために質問

させていただきますので、その点についてはご理解いただければと思います。

まず、資料１の第２条、コミュニティバス等の等となっておりまして、本部会においては道路運送法の規定に基づく国が行うべき路線の対応・運賃等についても協議して、本来、国が行うべき判断を部会で判断するという非常に重い決議を伴うものであります。従いまして、ガイドラインにはコミュニティバス等の導入という部分があって、本部会におけるこの等、幅について、どのくらいの幅があるのか、次の議題でもデマンド型交通というのも入っておりますし、一般路線バスのコミュニティバス以外にも地域公共交通を支える想定もしていなかったような交通手段が時代の変遷とともに、バスだけでなくとも、人数が少ないものも考えられてきているというものもありつつ、そういった意味でこのコミュニティバス等の等とはどのくらいの範囲はどのように考えていらっしゃるのか、行間を補足するような意味でご説明していただきたいと思っております。

２点目が、第３条（2）の連絡調整対象の一般旅客自動車運送事業者、及びその組織する団体という部分で、この及びその組織する団体というのはバスでいいますと、私どもの一般社団法人千葉県バス協会ですので良いですが、連絡調整対象という部分でこの一般旅客自動車運送事業者、これは道路運送法の中で定義されている表現でございます。この中にもう少し、専門的になって恐縮なのですが、例えばバスに置き換えますと、この旅客自動車運送事業者には千葉市内に発着する高速バスも含まれます。一般旅客ですので、貸し切りバスも含まれており、タクシーも含まれるということですが、ここの協議会では乗合旅客運送の対応、運賃料金ということですから、私どもからももう少し伺うとすれば、バスについて一般乗合旅客、いわゆる千葉市内で路線バスを営業しているものの中の連絡調整対象なのか、もう少し幅広くとって市内で営業しているバス事業者なのか、この辺の整理されているお考えを補足してご説明をいただければというのが２点目です。

３点目が、同じ第３条の（4）住民または利用者の代表として規定されてございます。補足して説明をいただきたいのは、本地域公共交通部会の上に地域公共交通活性化協議会というものが条例で定められておりまして、ここの中にも公募された市民というようなことで、選任されてございます。本件の部会における（3）住民及び利用者の代表というのは、親の協議会での公募された市民なのか、それとは別の方を改めて市のほうでお選びになって出るのか、その都度決めるのか、この辺について補足してご説明いただければと思います。

それから４点目が、参考資料で公共交通活性化協議会の条例に基づく規定が添付されています。参考資料２の活性化協議会設置条例について、こちらは条例ですのでこの中で事務局のご説明がありましたとおり、本部会の決議は、参考資料２の第９条の６、協議会のその定めるところにより、部会の議決をもって、この協議会の議決とすることができるとございます。すなわち、この設置要綱に基づくこれからの部会の決議は、協議会の決議とみなすことがその定めるところにというところで、解釈ができております。部会の決議にできるという規定があって、一方で、やはり親の協議会のほうに案件を持っていって、決議すべきような部分が必要だった場合にどのようなかたちになるのか、そういうものは一切なくて本件については、すべて部会で判断するのか、考え方について確認させていただければと思っております。

５点目が、資料２の書面開催というものが第３条にございます。部会長は必要と認めるときに書面により会議を開催することができることが規定されています。本件、道路運送法に基づく路線の対応・運賃料金ですので、場合によっては利用者の方の、例えば運賃安いとか高いとか、または事業者側の意見とか、影響を受けるとか様々な意見があって、なかなかその合意形成につきまして時間がかかる場合がございます。こうした場合、書面により部会長だけが必要と認めるという形になっているのですが、意

見の調整が必要な時に、書面開催だけで終わった場合に、合意形成として、結果的には時間がかかるということもありますので、必要と認めるという部分が、委員の方に意見を聞くのかという点において、この部会長が必要と認めるときの解釈・及び運用をどのようになさるのか、それについてご説明をいただきたいと思っております。

それから6点目が、運営要綱2点目のお話は、第9条と第10条の関係でございます。第10条に採決というものがございまして、部会の議事は全員賛成を目指した協議を実施するというふうに規定がございます。すなわち、なるべく合意形成を図るための努力をしていただいて、出席した委員の過半数で決するというような規定になっております。そのうえで第10条の規定があって、第9条に部会長は採決をしようするときはその旨を宣言するということになっております。要するに、第10条による部会の議事は全員賛成を目指した議事を進めていただきたいということがございますので、そうした意見がある中でその旨を宣言して、採決するということが、どのようなケースの時にあるのかという部分を補足していただきたいです。国土交通省のガイドラインの一番頭にバス事業者に影響がないことを前提として路線の対応とか運賃の改定を部会で決めるということですので、影響の度合いについては事前調整をすると伺っておりますけれども、採決しようとするときその旨を宣言するのはどのような場合なのかを補足してご説明をいただければと思っております。以上、6点についてご説明いただければと思います。

【事務局】

事務局でございます。ご質問ありがとうございます。設置要綱及び運営要領ともに、確かに本日初めて委員の皆さまにもご参集いただいてのご説明となりましたので、見えない行間の部分を質問いただくことは非常にありがたいと思っております。それではいただきました質問について順次お答えをしていきたいと思います。

まず1点目、設置要綱の2条コミュニティバス等の等の部分というところですけれども、こちら事務局が事前にお配りした資料に等が入っておりまして、本日机上にお配りした資料に等は抜けてございます。そのあたり、事前にご説明するべきでした。このあたりでご理解いただければと思います。

2点目のですが、高速バスや、あとは地元の路線バスなのか、営業所があるところなのか、そのあたりの規定はどうなっているのかというところで、ご質問をいただきましたけれども、成田委員からもお話がありましたように国土交通省様が出されているガイドラインの中で、路線の定期運行を中心に整合性のとれたものが大原則という定義がございまして、我々も重々そこは承知しておりますので、まずは市内で定期運行されていますバス路線の調整がメインだろうと考えております。もちろん千葉市内では多くのタクシー事業者さんがそれぞれ駅を拠点に活動されていることも承知しておりますので、ものによっては当然タクシー事業者さんもそういう対象になるだろうということは考えとしてございますということを補足させていただきます。

3点目ですが、公募市民の方のご質問ですけれども、今回ご出席いただいております市民の皆さまは、当然これから我々が公共交通不便地域に新たな移動手段として導入する、デマンド交通を軸に考えているわけですけれども、そこに住んでらっしゃる住民の方々と理解してございます。活性化協議会、親会のほうでご議論いただいている際に公募させていただいた市民の皆さまは千葉市全体での交通政策に関してのご意見を賜りたいということで、広く公募させていただきまして、ご出席いただいておりますところがございますが、成田委員がおっしゃったとおり、こちらは道路運送法施行規則にもございます住民という書き方をしておりますので、そのような地域住民の方と捉えてございます。

続きまして4点目ですが、部会の議決をもって、協議会の議決とすることができるというところ、こ

れはあくまでもできる規定として考えておりまして、協議会の中に今回のこちらの中で上がった議題をご報告することはあるだろうと思っております。しかし、あくまでも道路運送法の中で協議会の下部組織として設置することができるいわゆる部会という名前を持っていますが、こちらは地域公共交通会議ですので、議論・議決がそのまま議決になるだろうと我々は認識してございます。

続きまして、議事運営要領のほうでいただきました2点のご質問ということですけれども、まずは書面開催のところでございますが、おっしゃるとおり意見調整というところが重要だということは十分認識しております。また、国土交通省様のガイドラインのほうでも事前の調整は必要ということでもありますので、あくまでも書面開催をやるといっても、それはあくまでも会議の前にやることは何も変わらないと思っております。ですので、バス事業者さんなりタクシー事業者さんなり、必要な地元の地域公共交通事業者様との調整を整えて、この会議の場が仮に開かれたとしても皆さまにご同意いただける内容までの調整をし、会議開催としたいと思っております。ただ、お忙しい委員の皆さまにお集まりいただくということもありますので、例えばこの後のデマンド型交通の議題でご説明したらもっとわかりやすかったかもしれませんけれども、運行する車両の台数は2台を最大として考えているなか、それを例えば事業者さんとの調整が整い3台、4台となって、もっと移動可能な人たちを増やしていこうとなった場合、それは果たして皆さまにお集まりいただいて議論をする内容なのかということを考えると書面だけでもいいのではないかと考えており、そのように軽微な内容に相当するものに関しましては、事前に部会長様にご説明差し上げたうえで必要に応じて委員の皆さまに情報提供した後書面会議に移るといったような流れを考えております。

最後の、第9条・第10条採決の宣言・採決というところですが、9条の採決の宣言というところは基本的にはこちらの場での我々のご説明の後に皆さまから意見なり、ご助言なりをいただいて皆さまの意見が出尽くしたとなったときに、部会長様のほうからでは採決を図りますというお声をかけていただきたいという趣旨で、この第9条を設定しております。議論が紛糾している中に、部会長様お願いしますということは私ども事務局からすることは今時点で考えておりませんので、そのあたりご安心いただければなと思っております。

【成田委員】

理解しました。ありがとうございます。

【松野部会長】

他にございませんか。

無いようですのでお諮りします。

議題第1号「千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会設置要綱（案）及び議事運営要領（案）について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員挙手ですので、議題第1号は原案どおり承認いたします。

6　高津戸町でのデマンド型交通の社会実験実施に向けた事業者公募について

【松野部会長】

議題第２号の協議に入る前に、議事の非公開について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

事務局でございます。先ほどご承認いただきました要領第 6 条にて、「不開示情報に相当する情報がある場合については、出席委員全員による承認を経て、一部またはその全部を非公開にすることができる。」としております。

この後の議題第 2 号は、「運行事業者を公募する要件に関すること」が含まれてございます。公募開始前となるため、公募開始するまでの間、千葉市情報公開条例第７条第６項イに基づきまして、入札や契約に関する情報となるため、非公開とさせて頂きたく存じます。ちなみに本日は、傍聴の方はいらっしゃいませんので、ここを非公開とさせていただいた場合は基本的に公募開始するまでの間、議事録の中でのこの部分は削除して公表します。公募開始以降の公表は、手続き上時間がかかってしまう場合がありますが、公表するというような考え方になります。以上で説明を終わります。

【松野部会長】

只今の説明について、ご質問等はございますか。

議題第２号に関してましては、公共交通事業者を公募する要綱に関する内容を含むため公募開始までの間非公開にすることついて、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、議題第２号については、運行事業者の公募開始までの間、非公開といたします。

続きまして、議題第２号「緑区高津戸町でのデマンド型交通の社会実験実施に向けた事業者公募について」の説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料３の「緑区高津戸町でのデマンド型交通の社会実験実施に向けた事業者公募について」をご覧ください。

目次に記載しております５つの項目について、順に説明して参ります。なお、スライド番号は、目次の次の資料から、右上に記しております。

では、１スライドをご覧ください。

令和３年２月１日開催いたしました、第４回千葉市地域公共交通活性化協議会において、公共交通不便地域における施策検討に向けた取組として、“高津戸町北部等”をモデルに、地域の実情等の把握に着手することにご承認いただいておりますが、その際の資料を基に、高津戸町をモデル地区に選定した経緯などを１スライドから５スライドまでに整理しましたのでご説明いたします。

千葉市では、公共交通の利用しやすさから市域を４つに区分しており、一番サービスレベルの低い地域を区分Ｄ、公共交通不便地域として指定しております。

１スライドでは、その地域を青色でお示ししております。

モデル地区の選定に当たっては、この公共交通不便地域を１４か所にエリア分けしており、「高津戸町」は№１０のエリアに含まれます。

２スライドをご覧ください。

モデル地区の選定に当たっては、１４か所のエリア毎に地区カルテを作成しており、ここでは№１０、高津戸町北部等の地区カルテをお示ししております。

地区カルテでは、まず、「①地区の概要」として「人口の状況」や「最寄り駅」、また、「②周辺の路線バスの運行状況」などの現状を整理しております。

なお、資料は第４回協議会時点ものであることから、「②周辺の路線バスの運行状況」には一部、７月に廃止された路線バスの運行区間も含んだ表示となっております。ご了承ください。

３スライドでは、アンケート調査の結果から「③外出の状況、公共交通の利用状況、満足度」を整理しております。

ここでいうアンケートとは、令和元年度に、市内在住、１５歳以上の約 4,500 人を無作為抽出して実施したもので、各項目の内容は、各地区カルテの区域内のアンケート対象者の回答のみを抜き出して整理したものでございます。

４スライドでは、「④人口分布、施設分布、周辺の路線バス網」などの状況を、主に図面などを基に表しております。

５スライドをご覧ください。

再びアンケート調査結果から「⑤主な移動の目的地」について整理したほか、モデル地区選定にあたって、人口総数や可住地の人口密度、最寄りの駅までの距離などの４つの指標を設定し、１４か所のエリア毎に評価、順位付けしたところ、４つの指標の全てで№10、高津戸町北部等はＡ評価となりましたので、モデル地区に選定したものでございます。

次に６スライドをご覧ください。

高津戸町北部等をモデル地区とすることが決定した第４回協議会以降の検討状況をお示ししております。

第４回協議会が開催された令和３年２月にはモデル地区の区域内で中心となる高津戸の町内会会長や役員の皆さまにご相談した上で、地域の移動ニーズを調査するための全戸アンケートを実施させていただきました。

その後、５月には住民説明会として、本市の取組みや高津戸町の現状、アンケート調査の結果などについての説明や意見交換を実施したところ、その中で、持続可能な地域の移動手段について継続的に協議・検討する場の必要性が話題となり、７月に高津戸町の地元有志による協議会として「交通対策協議会」が設立されました。

交通対策協議会は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの発令により、参加者の皆さまの安全のため、適時、開催の可否について、協議会の会長・副会長らと相談しながら、これまでに９回にわたり開催しており、その中で、持続可能な移動手段の確保に向けた議論を重ねた結果、本日お示しております運行計画案や公募評価基準案を整理してきております。

なお、案の作成に当たっては、事前に市内の交通事業者の皆さまを対象とした説明会等を開催しております。

６スライドの経緯表の下から２段目に記載の通り、令和４年６月に、市内の全ての法人タクシー、路線バス、貸切バスの各交通事業者様、全４７事業者に対し、デマンド型交通の導入検討を行っている本事業の概要や事業者の募集・選定に関する考え方などについての説明と意見交換会の開催について、ご案内したところ、１４の事業者にご参加頂きました。

ご参加いただいた交通事業者様には、今後の運行計画案作成に当たってのご協力や、デマンド型交通以外のご提案の有無などについてのアンケートをさせていただいたところ、ご提案はいただけなかった

ものの、いくつかの事業者様には運行計画案の作成や、交通対策協議会での検討にもご協力を頂きました。運行計画案の作成にご助言等頂きました千葉運輸支局や千葉県警察本部などの関係機関の皆さまも含めまして、この場を借りてお礼申し上げます。

次に７スライドをご覧ください。

社会実験に向けた運行計画案となります。

８スライドも含め、全部で１８項目、お示ししております。

①事業形態は一般乗合旅客自動車運送事業とし、②運行概要としては「予約のあった停留所を運行する定時型の乗合タクシー」となります。停留所毎のダイヤを設定し、運行時刻を定めることを想定しております。③利用対象者は、事前に利用者登録を行っており、かつ１人で乗降可能な方とします。主な利用者は高津戸町内の方を想定しておりますが、となり町の住宅地が町境に近い場所にもあることから、お住いの場所や年齢による限定はしない考えでおります。④停留所・運行ルートについては、高津戸町地区とあすみが丘市街地に設置することとしますが、路線バスやタクシーなどの既存公共交通との競合を避け、主にこの２つのエリアを結ぶ移動手段とするため、あすみが丘市街地における施設間のみの乗降は不可とします。⑤運行日、便数、ダイヤについてですが、運行日は月曜日と金曜日の週２日、便数は午前１往復、午後１往復の１日最大４便とし、ダイヤはあすみが丘市街地の施設での滞在時間を１～２時間となるように発着時間のダイヤを設定する予定です。⑥運行車両、定員は１便当たりの車両は、予約状況及び車両定員に応じて配車し、最大８名までの乗車に対応できるようにする予定です。なお、車両タイプは受託事業者からの提案によるとしておりますが、セダン型もしくはワンボックスタイプの車両を想定しております。⑦運賃は大人片道５００円、小学生以下は２５０円とします。

⑧回数券は、利用促進策の一つとして、市内を運行しているコミュニティバスと同様の回数券の販売などを検討して参ります。

８スライドをお願いします。引き続き運行計画案です。

⑩乗降方法・制限ですが、座席に余裕があっても予約なしの乗降は不可とし、予約した時間に所定の停留所に利用者が現れない場合はキャンセルとみなす予定でおります。⑬予約受付は、電話予約とし、乗車する１週間前から前日の１７時までとする予定です。利用者の多くが高齢者であることが想定されることから、スマートフォンなどによるアプリやインターネットでの受付は、現在のところ、考えておりません。⑭運行記録ですが、日報を作成し市に毎月報告することで、利用状況を把握・分析できるようにします。⑮運行経費は、人件費・燃料費・車両維持費や諸税など運行に関わる経費全般を含むこととし、⑯委託料のとおり、基本輸送費は１便当たりの単価を設定のうえ、運行便数に応じて支払うこと。また、基本管理費として、予約受付のオペレーターや運行記録作成などに要する１か月あたりの運行管理費を設定するとします。

９スライドをご覧ください。

ご説明させて頂いた運行計画案を図面等と合わせてまとめております。右側の地図をご覧ください。

青い丸が高津戸町住宅地内の停留所となります。自宅から概ね３００ｍ程度の範囲内で乗降ができるよう世帯数の多い団地周辺を中心に全部で７か所の停留所を設定しております。赤い丸がＪＲ土気駅及びあすみが丘市街地の施設の停留所となります。アンケートなどから利用者の多い商業施設を中心に全部で６か所の停留所を設定しています。本日現在、施設②、③、⑤に関しては商業施設内駐車場の利用をさせて頂くこととなっております。施設④、⑥の停留所に関しては車道上になることが想定されるため、駐停車禁止箇所を除いた場所に設ける予定です。停留所には、わかりやすいポスターの掲出を考えており、記載内容は、主に時刻表と停留所名、利用の注意点などを考えております。詳細な停留所位置

などについては、運行事業者が決定した後に道路管理者含め関係機関や地元の方と、具体的な調整を進めて参ります。なお、あすみが丘市街地内には既存のバス路線があることから、事前にその路線バス事業者様にご説明に伺い、本日の部会へのご出席もお願いしたところですが、所用により欠席されるとのことで、コメントを頂戴しております。コメントといたしましては、「既存の路線バスと競合することがないように、赤丸の停留所間での乗降ができないようにしていただきたい。デマンド型交通により外出者が増え、路線バスの利用者の増加に少しでも繋がって頂きたい。」とのことです。

次に、１０スライドをご覧ください。利用意向アンケート結果になります。運行計画案の概要をお示ししたうえで、高津戸町の町内会全世帯に２通ずつ配布したもので、今年７月から８月にかけて実施し、回収率は約４４％でした。１１スライドから１２スライドまでが回答者の属性、１３スライドが日ごろの外出状況についての結果で１４スライドから１６スライドまでがデマンド型交通への利用意向の結果になります。１４スライドの円グラフの通り、利用したいと回答した方は全体の２３％で８３人でした。ここで、１６スライドの左側のグラフを見ていただくと、利用意向の回答内容ごとの免許の所持状況等を棒グラフでお示ししているのですが、利用したいと回答した方のうち自動車免許をお持ちでない方は約５割であったことから、一定の利用者は見込めると考えております。

また、それ以外の回答の中にも免許をお持ちでない方が一定数いらっしゃるため、社会実験の中で、実際の利用動向等を見極めて参りたいと考えております。

次に１８スライドをご覧ください。

公募評価基準案として、運行事業者を公募する際の評価項目を整理しております。公募はプロポーザル方式による選考を行うこととし、安全運行に対する取組みや不測の事態への対応、乗務員に対する指導など交通事業者としての姿勢に関する項目、重大事故や行政処分等の履歴の確認のほか、利便性の向上、サービスの向上などの利用者視点に立った取り組みなども項目に含めて募集要領を作成し、地元住民代表の方を含めた選考委員会にて選考を行ったのち、契約手続きを進める予定です。

なお、社会実験は、市が交通事業者に運行委託をすることとしております。

次に１９スライドをご覧ください。今後のスケジュールについてです。

現在はスケジュール表の一番上、「千葉市地域公共交通部会」の欄の１０月に記載があります「公募条件について」の協議段階です。本部会において社会実験実施に向けた事業者公募についての協議が整いましたら、１０月中旬頃から１１月下旬頃にかけて事業者の公募・選定を進めます。

運行事業者が選定されたのちに、１２月に再度、本部会を開催させていただき、運行計画案についての協議をお願いしたいと考えております。そこで協議が整いましたら、道路運送法に基づく申請等の手続きを行いますので、社会実験としての運行は令和５年３月頃から令和５年度末までを予定しております。なお、令和６年度以降については、本格運行への移行もしくは社会実験の継続や終了などについて、令和５年秋頃を目途に、それまでの利用動向などから検討したいと考えております。

最後に、２０スライドをご覧ください。

運行継続の可否や本格運行への移行の判断については、これまでにいくつかの自治体で判断基準が示されていることから、今後も他都市の事例収集に努め、それらを参考に検討して参りたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【松野部会長】

只今の説明について、ご質問等はございますか。

【牧添委員】

高津戸町交通対策協議会の牧添です。よろしくお願いいたします。

今のご説明にありましたように、私たち緑区高津戸町は65歳以上の人口比率が35%と非常に高齢化が進んでおります。また、近隣に商業施設や公共交通機関がないため、非常に高齢者の方が買い物に行くのに不便をしております。約2年前から千葉市交通政策課の方が、今ご説明にありましたように、モデル地区として、地元交通政策協議会を立ち上げ、今現在はどうなっているのかということで「今を知り」、そしてそれをどのようにしたらよいのかということで「知識を得る」、そして今後いったいどうしたらよいのかという「未来を考える」という3点をテーマに分けまして、今まで会議を重ねてまいりました。

また、市役所の皆さんと一緒に視察に行きまして、いろいろと実情を視察、検討してまいりました。

新たな公共交通を導入するにあたり、我々としてもせっかく皆さんご協力していただいていますので、持続可能な移動手段となるように千葉市のサポートを受けながら今回の運行計画を検討してまいりました。

是非、地域の公共交通に関する皆さまのご助言をいただき、よりよい社会実験ができるようご協力お願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【松野部会長】

ご意見ありがとうございます。他にご質問等はございますか。

【成田委員】

バス協会の成田でございます。ここまでよくまとめていただいたなと感謝いたします。

そのうえで、成功に向けてはまだまだ課題はあると思いますので、確認のためいろいろ確認の必要があると思います。

1点目ですが、スライド7について、社会実験の運行計画案ということで、概ね理解したのですが、事務局説明の中に⑧の回数券のところで、千葉市のコミュニティバスとの回数券の共用という、この資料には書いていない考え方が示されたのですが、今回高津戸地区における回数券の取り扱いを協議していくということで、コミュニティバスとはいいながらも、別の会社が受託して運行しているバスでございます。もし回数券共用の話があるのであれば、協議運賃ということで議決をしていただいたうえで、共用することは反対ではございませんが、明記していただいて合意形成を図ったほうが良いのではないかという、これは質問と意見になります。

2点目ですが、スライド8について、社会実験の運行計画案についてですが、運賃の収受が現金による収受と回数券による収受があり、予約してきた運転者に乗車時にお支払するのか、降車時なのか曖昧になっております。収受した運賃の取り扱いは、運行委託料が⑯にございます基本輸送費の1便あたりの単価と運行便数と基本管理費ということでいますので、収受した運賃はその運転者は持ち帰って千葉市のほうにまとめて納めるのか、それとも委託料と相殺して委託費が支払われるのか、運賃がどのようにして千葉市のほうに入っていくのか、これについて補足してご説明いただければと思います。

3点目ですが、スライド20では運行計画の可否について検討するにあたり、判断基準について今後検討と書かれていて、ここは理解しておりますが、一方でスライド19では運行計画の見直し・本格運行の可否・社会実験の継続等について検討ということで、令和5年の5月中旬から9月までの間がその期

間と設定されています。判断基準がまだ決まっていないので、今後決めるということですが、こうした実験というものが持続可能なものにしていくためには、何かの課題みたいなものがあって、その次の目標に向けて修正するということに関して、この判断基準が非常に重要になってくると思います。運行計画の見直しというのは今後のスケジュール内の点線であるわけです。これによって今日示された乗降場、一部赤い印のところでは乗り降りさせないでほしいという意見もありましたが、デマンド型の定期運行になりますから、乗降位置を変えるということになると、地域公共交通部会の議決が必要になるのではないかという懸念がいたします。そう意味で、今後のスケジュールのところに運行計画の見直しがあって、道路走法上の許可が必要な見直しであれば部会は必要になってきますので、スライドの 19 では全く見直しの時も部会の開催を予定していないですけれども、このことについてお考えをお聞かせください。

【事務局】

3 点質問ありがとうございます。順にお答えしていきたいと思います。

まず 1 点目、私の説明が至らず申し訳ありません。回数券のところでコミュニティバスと同様という言い方させていただいたのですが、コミュニティバスとの共用の回数券という意味ではなく、我々が今運行している若葉区のコミュニティバスで 10 回分のお値段で 12 回乗れる回数券を発行しているので、同様の割引率の回数券の発行は検討していきたいという意味で、コミュニティバスの名前を出させていただきました。共用という意味ではございません。非常にわかりづらく申し訳ございませんでした。

2 点目の質問でいただきました委託料のところでございますけれども、基本的には運賃は乗車時に運転手にお支払いいただく形を想定しておりまして、運転手が会社のほうにそのままお持ち帰りいただいて会社の収入としていただき、最終的にかかった運行経費から運賃収入を除いた分が我々の運行の委託費として事業者さんに支払う金額になります。そのあたりのことがまったく書かれていなかったので、説明不足でした。失礼いたしました。

最後の 19 スライド目のスケジュールのところですけれども、実は我々1 年間と少しくらいの社会実験を行う中で、例えば継続性や収支率とか今後本格運行すべきかどうかといったところのデータが、1 年あれば取れるのではないかと思っていたのですけれども、成田委員からご指摘のとおり、例えばそれに伴って運行計画を変えるときには、当然部会にかけなければいけないだろうと。そのためには地元の方、事業者の方と調整が必要だろうと。部会の後に手続きで時間がかかるだろうといったところで、このスケジュールでお示しした前半の半年くらいでしかデータが取れなく、その間で判断しなければいけないだろうというところがあったので、その間に例えば運行計画の見直しとか、本格運行だとか、社会実験の継続を 1～2 年延ばすかなど、そのあたりがこの半年の間でまず検討しましょうということで、1 番最後のデッドラインがここになるのではないかということで、今日ここで示させていただいております。なので、その結果もし見直すことになった場合には、上のほうにずれていってもらいまして、上から 2 つ目の運行計画立案の欄のとおり、地元協議会を経て、部会への協議としてのお諮りさせていただいて、仮に来年度中に見直しなりをするとなったら、9 月か 10 月以降このスケジュールのとおり、ご指摘のこと重々承知のうえで、やらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【成田委員】

すべて理解しました。最後の見直しの部分ですけども、地域公共交通部会が見直し後の令和 5 年度の

5 か月でやるということは理解いたしましたが、長期間にわたる内容なので、地域公共交通活性化協議会の中で、高津戸地区はモデル地区ですが、この内容を他地区にも広げるためには、ここのプロセスを他の地区の方も共用できるような場があればという話があります。それはそのとおりという話だったのですが、他地区への展開といった意味で、計画の見直しをするといったときに非常にいいプロセスだと思うのですが、他の地区で是非うちの地区でもという地区があった場合、その時に調整をするというかたちでいいのかどうか、伺いたいと思います。

【事務局】

7 月にバス路線が廃止になってしまったこと、廃線となった路線がこの高津戸地区から非常に近いところということもあり、廃線になった路線の近くの自治会の会長さんからも今後どうしたらいいのだという不安の声を受けているところでございます。

その際は高津戸で今こういったことをやっていますよと伝え、仮にこちらの社会実験がスタートしましたら、例えば高津戸町の方たちだけでなく、皆さまも乗ることができますと、そこで試しに乗ってみませんかと伝え、そういった方たちが例えば協議会でどういう議論をしているのか見たいということであれば、交通対策協議会にオブザーバーで参加してもよろしいということで高津戸町の皆様にはご了解もいただいております。

従って、そういったやり方などを周辺の新たな公共交通を導入される方たちにも、実体験をしていただくことは、高津戸町の皆さまにご協力いただける体制に整えそうなところがございますので、そういうところで拡げていければなと思ってございます。

ただ単純に拡げると申し上げましても、同じ事業者さんで同じようにやるのかどうかは当然地域によってニーズが異なりますので、場合によっては同じような対策協議会というものを高津戸町の皆さまに伺いながら同じような組織体を作っていただいて、そこで議論したのちに、これの続きではなく、また別のタイミングになるかもしれませんし、これの取り組みの中の 1 つに取り入れるかもしれませんし、そこはまだ我々も見えないのですが、そういうふうに地域の方と話し合いながらやっていきたいと考えているところではございます。

【松野部会長】

ありがとうございます。他にご質問等はございますか。

【伊東副部会長】

伊東です。簡単に 3 つだけ確認させていただきたいです。

1 つ目はスライド 9 の運行計画のところで、平日の週二日、月・金という運行計画となっておりますが、休日を含めなくていいのかどうかというところで、利用意向も少なかったということもあり平日のみとしたのかなと推察をするのですが、その確認が 1 つ目です。

2 つ目は、青の停留所の場所についてですが、こちらは停留所がおけそうな場所で、かつ住宅地の中心部とか、人口が密集しているようなところに設置されていると思いますが、例えば住宅地②は南のほうに寄っているような停留所の位置になっていて、必ずしも中心部でない、スペースがなくておけないとかあるとは思いますが、どういった検討でこういう位置でご提案をされているのか確認をさせていただきたいです。

3 つ目は、スライド 18 でプロポーザルの公募評価の基準案というところで、この内容でプロポーザル

を出されるということで、そちら問題ないと思いますが、選定の仕方は選定委員会を立ち上げるのか、事務局のほうでダイレクトにやるのか、確認だけさせていただきたいです。

【事務局】

3点ご質問ありがとうございます。

1点目の質問ですが、確認の意味ですけれども、月曜日が祝日でも走るのかという意味での質問なのか、それとも土日を含まなくていいのかという質問なのかどちらでしょうか。

【伊東副部会長】

土日を含まなくてもいいのかという質問です。

【事務局】

分かりました。こちらの地区ですね、図面の中ではっきりと読み取れないくらい小さい字で申し訳ないですけれども、星印の場所でイオンスタイル鎌取様が移動販売をしていただいており、移動販売の日を避けるかたちで基本的に運行日を決めているという点がございます。

イオンスタイル様の訪問日の中に土曜日も含めているというのもありまして、土曜日のほうは除外をしています。月・金はいらっしゃらないので運行設定をしてございます。

日曜日をなぜ外したかというところにつきましては、需要の話で交通対策協議会の中で平日のほうがいいだろうというお話をいただいて決めた経緯がございます。これはまた社会実験の中でお話が出てきた場合に日曜日運行するかどうかというところは決めたいと思います。確かに、イオンスタイル様も日曜日は販売がなかったと思いますので、可能性としてはあるのかなと思っております。

続きまして、住宅地②など、停留所が住宅地の中心ではなく端のほうになっているところがあるというご指摘ですが、②のすぐ上に星印があるように、イオンスタイル様の訪問販売が来る場所ですとか、ゴミステーションとか地域の皆さんが分かりやすい場所を加味して、停留所の位置を決めていますので、必ずしも真ん中にはなっておりません。こちらに関しても、このエリアにお住まいの方たちから、例えば、もうわかったからこっちに移してくださいという話が出た場合、また検討したいと思っております。

続きまして、3点目のご質問ですけれども、基本的には選定委員会のほうを作って、その中で判断をしたいと思っております。その際には地元の住民の方の代表者、今日いらっしゃっている地域住民2名の方、もしくはどちらか1名になるかはご相談まだしていないのですが、地元の方を含めた選定委員会の中で事業者を選定したいと考えてございます。

【松野部会長】

ありがとうございます。

地域公共交通会議は「協議の場」でありますので、事務局からの説明等で、特にご意見等がないようでしたら、高津戸町でのデマンド型交通の社会実験に向けた事業者公募については、協議が整ったということで、今後、事業者公募の実施に移ることになります。

議題第2号「緑区高津戸町でのデマンド型交通の社会実験実施に向けた事業者公募について」、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、議題第２号は原案どおり承認いたします。なお、一部修正については部会長・副部会長にて確認のうえ進めることとします。

7　その他について

【松野部会長】

続いて、次第の「７．その他」についてです。

まずは、事務局から「その他」として、ご報告等はございますでしょうか。

【事務局】

本日の議事録につきましては、後日、委員の皆さまにメールにて送付いたしますので、内容についてご確認のほどよろしくお願いいたします。

議事録については、議事運営要領第 11 条 2 項に基づき、部会長承認後、確定となります。また、同要領第 6 条に基づき公開となります。なお、公開時に公募が開始されている場合、不開示情報の不開示期間を過ぎているので第 2 号議案の内容も含めて公開することといたします。

【松野部会長】

そのほか、委員の皆さまから、ご報告等はございますでしょうか。

【成田委員】

本日の議題の中で、第２号の非公開ということで、議事の前に部会で承認いただいたところですが、すべての議題が終わり、各委員がこの資料を持ち帰りますが、公募の期日まで委員だけの中に留めておいてほしいということなのか、その場合、公開解禁になった日付は各委員に伝達しなければならないとか、それから本日欠席の方もいらっしゃるので、その方に対する連絡はどのようにされるのか、これについてご説明いただきたいです。

【事務局】

我々から説明しなければならなかったことを、ご指摘くださりありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりのところでございまして、実は非公開にしているのが、冒頭説明申し上げました通り、入札・契約に関する内容が含まれるというところで今回非公開とさせていただいております。

今回協議いたしました内容すべて原案どおり承認していただきましたので、我々のほうで可及的速やかに公募の手続きを進めたいと思います。しかし、公募の手続き今時点でいつなのかというのが申し上げられませんので、後ほどそれの手続きの時期が見込めましたら、委員の皆さまに各位にメール・電話等でご連絡させていただいて、それ以降に公表お願いしますとのご連絡をさせていただきたいと思います。

なお、委員の皆さまは組織を代表してこられていますので、組織内での情報開示は問題ないと思っております。そこから先の部分に情報が出ていかないように、ご配慮いただきたいと思っております。

また、欠席された委員の皆さまにも、今回資料の修正等もありましたので、それの送付とともに同様の説明をしたいと考えております。

【青木委員】

千葉市の都市部長の青木でございます。本日はご審議いただきましてありがとうございました。

本日の議題につきましては、今年の３月に千葉市が策定いたしました千葉市地域公共交通計画の中の目玉政策の一つになっております。まずは、高津戸地区でやっていただいて、高津戸地区の皆さまにはご協力をいただきまして、非常に良い計画を作ってくださいまして感謝しております。

これをモデルといたしまして、他の地区にも展開していくことを千葉市としても考えておりますので、まずは今回行う社会実験を実りあるものにして、もし何らかの問題点があればそれを修正しながら、今後につながるようなものにしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。

【松野部会長】

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

無いようですので、これをもちまして、本日すべての協議事項が終了しました。

それでは、進行を事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

【事務局】

松野部会長ありがとうございました。長時間のご協議、ありがとうございました。

以上をもちまして、「千葉市地域公共交通活性化協議会令和４年度 第１回地域公共交通部会」を終了いたします。

なお、次回の地域公共交通部会につきましては、令和４年１２月２０日（火）１０時からを予定しておりますので、改めて皆さまへご連絡をさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以上